

令和8年度採用 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和8年8月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名及び採用予定人数

職名	採用予定人数
地域子育て支援推進員	1人程度

2 受験資格

(1) 資格

- ア 保育士の資格を有する者
- イ 児童の養育の知識及び経験を有すると市長が認めた者
- ウ ア、イのいずれかに該当し、国又は地方公共団体の公務員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）としての在職期間が通算して5年以上ある者

(2) 欠格条項（次のいずれかに該当する方は、受験できません。）

地方公務員法第16条

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
月曜日から金曜日までの間で所属長が定める週3日 午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分 休憩時間は、正午から午後1時まで	田無第二庁舎 市内保育施設・幼稚園（巡回・指導監査のため）

(2)職務内容

- ア 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条第1号に基づく利用者の支援に関すること。
- イ 児童福祉(昭和 22 年法律第 164 号)法第 34 条の 17 第1項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 54 条の3で準用する同法第 50 条に基づく指導監査に関すること。
- ウ 市内保育施設の巡回に関すること。
- エ その他所属長が必要であると認めること。

(3)報酬等

ア 報酬額

月額 148,400 円

※報酬額は令和8年度実績です。改定される場合もあります。

イ 期末・勤勉手当及び通勤手当相当額

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(4)社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

(5)休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1)面接試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

ア 予定日時 令和8年7月 21 日(火) 午後6時頃から

集合時間は、受付終了後、郵送等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

イ 予定場所 田無第二庁舎 3階会議室

(2)採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定の上、採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和8年7月下旬頃までに可否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1)採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和9年3月 31 日までとなります。**

(2)採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、市(幼児教育・保育課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

共済組合へ加入対象の方は、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3)任用期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件を全て満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1)申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和8年6月15日(月)から令和8年7月8日(水)まで

※午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日、祝日は除く。)

イ 配布場所

西東京市役所 田無第二庁舎2階幼児教育・保育課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和8年6月15日(月)から令和8年7月8日(水)まで ※午前8時30分から午後5時まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎2階 幼児教育・保育課
郵送	令和8年7月8日(水)まで(必着) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 西東京市子ども若者部 幼児教育・保育課 事業調整係 宛て

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 申込書・履歴書	・当市指定用紙を使用してください。 ・履歴書の指定箇所に、最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけしてください。
②	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 受験票	当市指定用紙を使用してください。
③	返信用封筒 2通	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・110円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。
④	都道府県から交付された保育士登録証の写し	

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり38時間45分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問合せ先

西東京市子ども若者部幼児教育・保育課 事業調整係 担当 中田・佐藤
〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号(田無第二庁舎)
電話 042-452-6777(直通)
042-464-1311(内線11537)